

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月28日
【事業年度】	第14期（自平成22年5月1日至平成23年4月30日）
【会社名】	クックパッド株式会社
【英訳名】	COOKPAD Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 佐野 陽光
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台五丁目12番7号
【電話番号】	03-6408-6143
【事務連絡者氏名】	執行役 管理部長 成松 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台五丁目12番7号
【電話番号】	03-6408-6143
【事務連絡者氏名】	執行役 管理部長 成松 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第10期 平成19年4月	第11期 平成20年4月	第12期 平成21年4月	第13期 平成22年4月	第14期 平成23年4月
売上高 (千円)	310,060	676,734	1,083,533	2,207,433	3,263,283
経常利益 (千円)	112,868	319,903	412,309	1,052,043	1,594,216
当期純利益 (千円)	62,423	176,061	239,437	567,311	847,613
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	39,050	63,050	63,050	796,230	808,470
発行済株式総数 (株)	11,420	11,520	1,152,000	4,022,400	16,150,800
純資産額 (千円)	131,456	355,518	594,956	2,627,874	3,479,423
総資産額 (千円)	232,596	548,520	825,902	3,313,806	4,508,432
1株当たり純資産額 (円)	11,511.10	30,860.99	516.46	653.32	215.44
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	5.00 (-)	2.00 (-)
1株当たり当期純利益金 額 (円)	5,524.01	15,404.45	207.85	147.13	52.60
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額 (円)	-	-	-	141.10	51.30
自己資本比率 (%)	56.5	64.8	72.0	79.3	77.2
自己資本利益率 (%)	69.8	72.3	50.4	35.2	27.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	57.09	32.21
配当性向 (%)	-	-	-	3.4	3.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	79,642	210,973	170,334	788,766	988,657
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	24,800	109,993	39,840	118,189	56,043
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	21,225	47,770	-	1,454,429	2,893
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	122,469	271,219	401,713	2,526,719	3,439,884
従業員数 (人)	18	27	46	69	86
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(10)	(14)	(24)	(35)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は第12期までは非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は第12期までは非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

7. 当社は、以下の通り株式分割を行っております。

第12期	平成20年11月14日付	株式1株につき100株
第13期	平成21年12月1日付	株式1株につき3株
第14期	平成22年7月1日付	株式1株につき2株
	平成23年1月1日付	株式1株につき2株

なお、1株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

2【沿革】

年月	事項
平成9年10月	神奈川県藤沢市にて有限会社コイン（現、クックパッド株式会社）を設立。
平成10年3月	料理レシピの検索・投稿インターネットサービスである「kitchen@coin」を開始。
平成11年6月	「kitchen@coin」から「クックパッド」へサービス名を変更。
平成13年5月	本社を神奈川県横浜市中区に移転。
平成14年3月	「クックパッド」への広告掲載を開始。
平成14年9月	本社を東京都渋谷区代々木に移転。
平成16年9月	クックパッドプレミアムサービスを開始。
平成16年9月	有限会社コインからクックパッド株式会社へ組織変更。
平成18年9月	モバイル向けインターネットサービス「モバレび」を開始。
平成18年12月	本社を東京都港区北青山に移転。
平成19年7月	委員会設置会社へ移行。
平成19年10月	マーケティングデータ提供サービス「たべみる」を開始。
平成20年5月	本社を東京都港区白金台に移転。
平成20年11月	「モバレび」の「NTT docomo」公式サービス化に伴い、モバレびプレミアムサービスを開始。
平成21年1月	「モバレび」の「au」公式サービス化。
平成21年2月	「モバレび」の「SoftBank」公式サービス化。
平成21年7月	東京証券取引所マザーズへ上場。
平成22年3月	米国カリフォルニア州に子会社COOKPAD Inc. を設立。
平成23年5月	シンガポールに子会社COOKPAD PTE. LTD. を設立。

3【事業の内容】

当社は、「毎日の料理を楽しむにすることで、心からの笑顔を増やす」ことを企業理念として掲げ、インターネット上で料理レシピの投稿・検索等が可能な「クックパッド」及び「モバれび」を運営しております。

「クックパッド」及び「モバれび」の利用者は、日々の献立を決定するにあたって当社サービスを利用しており、利用者の大半は、日常的に料理を行っている20代から30代の女性であります。また、アクセスのピークは夕食時の買い物前の時間と想定される夕方となっております。

「クックパッド」の平成23年4月における月間利用者数は1,026万人（前年同月比14.6%増）となっており、サービス開始以来、利用者によって投稿・蓄積されたレシピ数は約97万品となっております。

「クックパッド」及び「モバれび」において、すべての利用者は、メニュー名や特徴となるキーワード（「バレンタイン」、「運動会」、「かんたん」、「さっぱり」等の検索キーワード）から該当するレシピを検索できるほか、食材（複数の組み合わせを含む）から当該食材を使用したレシピを検索することができます。加えて、ID登録利用者に対しては、自分が考案したレシピを写真付きで「クックパッド」内に開設した「MYキッチン」に投稿することを可能としており、自分が投稿したレシピへのアクセス数を確認したり、他のID登録利用者から投稿された写真付きのコメントを閲覧することができます。また、気に入ったレシピをお気に入りレシピとして「MYフォルダ」に保存することが可能となります。

「クックパッド」はウェブ上での展開に加え、スマートフォンアプリとしてもサービスを提供しております。「モバれび」はモバイル上（フィーチャーフォン向け）で展開しております。なお、スマートフォンアプリや「モバれび」等のモバイルサービスについては、移動時間や買い物時もしくは調理時等の利用シーンを想定して提供しております。

[「クックパッド」の主要機能一覧]

対象者	機能	機能の概要
すべての利用者	「レシピ検索」	メニュー名や特徴となるキーワード（「運動会」等）から該当するレシピを検索できるほか、食材（複数の組み合わせを含む）から当該食材を使用したレシピを検索することができます。
ID登録利用者	「MYキッチン」	「クックパッド」内に「MYキッチン」を開設することにより、以下の機能の利用が可能となります。 (1)「レシピ投稿」 自分が作成したレシピを写真付きで投稿することができます。また、自分が投稿したレシピへのアクセス数を確認したり、他のID登録利用者から投稿された写真付きのコメントを閲覧することができます。 (2)「つくれば」 レシピ作者にレシピの感想を写真付きで投稿することができます。 (3)「ごはん日記」 日々の食事や料理の結果を日記として投稿することができます。
	「MYフォルダ」	他の利用者が作成したお気に入りのレシピを登録して保存することができます。
	「MYニュース」	お気に入りのレシピ作者を登録することにより当該作者の新着情報等を閲覧することができます。

1. 「クックパッド」の有料ID登録利用者に対しては、更に人気レシピ検索機能、レシピ保存容量の増加及び投稿する写真を明るく加工する機能等を月額294円（税込）で提供しております。
2. 「モバれび」の有料ID登録利用者に対しては、人気レシピ検索、話題のレシピ検索、レシピ投稿、つくれば及びMYフォルダ機能等を月額294円（税込）で提供しております。

当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載しております。

(1) 会員事業部門

当社は、原則として「クックパッド」及び「モバレび」を利用者に無料サービスとして提供しておりますが、より高い利便性を求める利用者に対しては、人気レシピ検索及びレシピ保存容量の増加のための機能等をプレミアムサービス（有料サービス）として提供することで、月額294円（税込）の収入を得ております。

(2) マーケティング支援事業部門

当事業では、食品、飲料、家電・調理器具製造・販売事業者、流通事業者等を顧客としており、顧客の扱う商品やサービスの認知度の向上や、利用方法の理解促進といったマーケティング支援を行う目的で、「クックパッド」及び「モバレび」内に販促施策を展開することで顧客から収入を得ております。当社の販促施策においては、顧客に対して、利用者のレシピ閲覧数やレシピ印刷数といった指標を提供することができるという特徴があります。展開される販促施策として、主に「レシピコンテスト」、「スポンサードキッチン」があります。

当事業は、顧客へ直接販売する場合と代理店、メディアレップを仲介して行う場合があります。なお、メディアレップとは、インターネット広告枠を広告代理店に販売する一次代理店のことをいいます。

レシピコンテストでは、当社サービス上で利用者に対し、顧客の扱う商品を使用した料理レシピを募集します。

顧客は、料理レシピの募集を通じ、利用者実際に商品を使用してもらうことにより、認知度の向上に繋がるとともに、投稿されたレシピから、新しい商品や既存商品の新しい利用方法を生み出し、商品の開発及び販売促進に役立っています。また、投稿されたレシピは、当社サービス内に留まるため、レシピコンテスト後も利用者の検索対象となり、顧客にとっては商品の需要底上げが期待できるといった特徴があります。

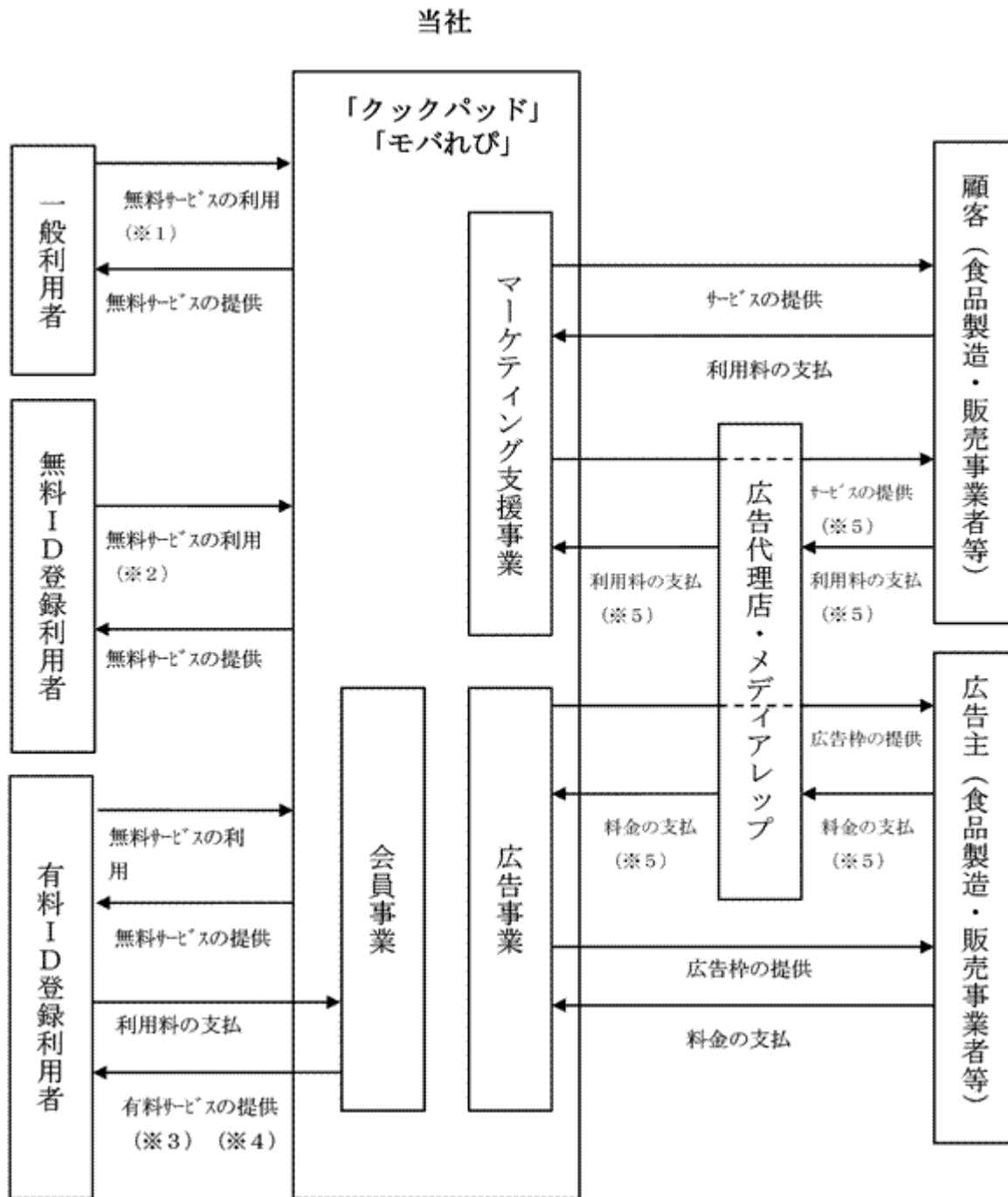
スポンサードキッチンでは、当社サービス上で、顧客が自ら顧客の扱う商品を使用した料理レシピの掲載を行うことにより、利用者に対し、商品の認知拡大と需要喚起を実施しております。利用者は、スポンサードキッチンに掲載されたレシピを実際に調理した結果（感想）をレポートする「つくれば」を投稿することができます。「つくれば」はレシピに対する評価として、スポンサードキッチンに参加していない他の利用者にも閲覧されるため、顧客にとっては商品を利用したレシピの波及効果を期待できるといった特徴があります。

(3) 広告事業部門

「クックパッド」及び「モバレび」は、料理を日常的に行っている女性を中心にご利用いただいております。このため、生活動線上で利用されるサービスとして自社製品の認知拡大や自社サイトへの誘導を行いたい広告主に対して、主に広告代理店及びメディアレップを仲介して当社サービスの広告枠を販売することで広告収入を得ております。

具体的には、顧客の扱う商品の認知拡大や顧客サイトへの誘導を目的としてパナー広告の掲載やメールマガジンの配信等を行っております。

[事業系統図]



1. 「クックパッド」及び「モバレび」の一般利用者に対する無料サービスとして、「レシピ検索」機能等を提供しております。利用にあたっては登録を必要としておりません。
2. 「クックパッド」のID登録利用者に対する無料サービスとして、「MYキッチン」及び「MYフォルダ」、「MYニュース」機能等を提供しております。ID登録にあたっては郵便番号、性別、生年月日及びメールアドレスが必要になっております。
3. 「クックパッド」の有料ID登録利用者に対しては、更に人気レシピ検索機能、レシピ保存容量の増加及び投稿する写真を明るく加工する機能等を月額294円（税込）で提供しております。有料サービスの利用にあたっては、ID登録を前提とし、これ以外に支払情報の入力が必要となっております。
4. 「モバレび」の有料ID登録利用者に対しては、人気レシピ検索、話題のレシピ検索、レシピ投稿、つくれば及びMYフォルダ機能等を月額294円（税込）で提供しております。有料サービスの利用にあたっては、各通信キャリアに定められた手続きが異なる場合があります。
5. マーケティング支援事業及び広告事業においては、主に顧客の広告予算を対象として販売活動を行っていることから、広告代理店、メディアレップを経由して取引を行う場合があります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
86(35)	29.8	1.8	6,401,418

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員数が前事業年度末の69人に比べ17人増加しましたのは、当社の事業規模の拡大によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、緊急経済政策の継続や外需の改善などにより、過年度から続く景気後退局面からは徐々に回復していく傾向が見られたものの、デフレ状況の継続や急速な為替変動等による先行きの不透明感が払拭されない状況となっております。加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、日本経済並びに生活者を取り巻く環境が一変し、企業活動や個人消費が低調となる懸念が強まっています。

一方で、わが国のインターネット利用状況は、利用者数、人口普及率ともに年々増加しております。平成22年には、スマートフォンや多機能端末等デバイスの普及が始まったことで、インターネットを活用する機会がますます増加し、日常生活への影響力がより一層高まっております。今後もインターネットにおける技術革新はますます進み、様々なサービスが展開されていくものと予想しております。

このような経営環境の下、当社では「毎日の料理を楽しむにする」事業の基盤である「クックパッド」等のサービスを生活の中で道具のように使えるよう、利用者の利便性及び満足度の向上を追求してまいりました。平成23年4月における「クックパッド」の月間利用者数は1,026万人（前年同月比14.6%増）と堅調に推移しており、毎日の献立を決定するプラットフォームとしての位置づけを確立しつつあります。また、累積投稿レシピ数は約97万品を超えており、より一層多様化するレシピの中から、利用者のニーズに対してより精度の高い検索結果を返すことができるよう改善に注力してまいりました。テスト駆動開発体制によるサービスの迅速かつ柔軟な改善を継続的に実施しており、利用動向の解析にもとづく検索機能の改良に引き続き取り組んでまいりました。

また、多様化するデバイスやインターネットが生活に浸透するといった環境の変化を捉え、新デバイスを含めたモバイルサービスの強化に努めてまいりました。

なお、当社におきましては、東日本大震災の被災地の皆様にも役立つよう、限られた食材や調理器具でも料理が楽しめるレシピカテゴリを開設するとともに、協賛企業から仕入れた物資やレシピ冊子を被災地に送付するなど、食のインフラを担う企業として生活再建に向けた取り組みを行っております。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,263,283千円（前年同期比47.8%増）、営業利益は1,626,420千円（前年同期比52.8%増）、経常利益は1,594,216千円（前年同期比51.5%増）、当期純利益は847,613千円（前年同期比49.4%増）となりました。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。事業部門ごとの取組み及び関連市場の動向は以下の通りであります。

会員事業部門

当事業部門に関連する事業環境としましては、平成22年4月から平成23年3月までの国内スマートフォン出荷台数が855万台と前年同期比で約3.7倍に急拡大しており、携帯電話端末の総出荷台数に占める割合が22.7%となる（（株）MM総研「2010年度通期国内携帯電話端末出荷概況」調べ）など、スマートフォンの本格的な普及が始まり、日常の生活動線上でインターネットを活用する機会が増えています。また、20代から30代の世代を中心に、料理をする際にインターネットを参考にする比率が高まっており、今後はますますその重要性が増していくものと思われれます。

このような環境の下、当社は引き続きモバイルサービス強化に注力しており、既存利用者の満足度向上のため、利用者がより短い時間で、求めているレシピを決めることができるよう改善を実施してまいりました。新デバイス対応につきましても、iPhoneアプリの累積ダウンロード数が200万件を超え、その後もダウンロード数が増加しております。またApple社から発表された「iTunes Rewind 2010」の無料アプリ部門において日本国内総合ランキング3位、ライフスタイルカテゴリ1位に選ばれるなど、多くの利用者から評価を受けております。さらに、Android端末向けアプリをリリースするとともに、スマートフォン向けの「クックパッド」ブラウザ版のサービスを開始し、端末特性を考慮したサービス改善による利便性の追求を行ってまいりました。

以上の結果、有料会員数は引き続き安定的に増加し、当事業年度の売上高は1,710,772千円（前年同期比100.9%増）となりました。

マーケティング支援事業部門

食品・飲料業界におきましては、内食回帰の傾向が続いているものの、生活防衛意識や節約志向の高まりを背景とした価格競争は依然として厳しい状況であり、従来の価格訴求やブランド訴求のみならず、生活者視点のメニュー提案や使い方の提案など、価格よりも価値を訴求する需要拡大策に取り組む企業が増加しております。

このような環境の下、当社では引き続き既存顧客を中心としてレシピマーケティングを提案してまいりました。レシピという具体的な「食べ方」を通じた利用者と顧客とのコミュニケーションを実現するため、利用動向の解析や施策における効果指標の整備に継続的に注力しております。具体的な食べ方と紐づいて商品の特徴が理解されることにより、商品の利用頻度が向上して店頭売上にも反映されつつあります。

以上の結果、既存顧客の取扱商品ブランド数が増加し、受注額が増加したことにより、当事業年度の売上高は1,108,232千円（前年同期比14.5%増）となりました。

広告事業部門

当事業部門におきましては、当社サービスが生活動線上のサービスであるという特性と「クックパッド」の月間利用者数及び月間ページビュー数が前事業年度に比べ増加傾向であることを背景に、増収となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は444,277千円（前年同期比14.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は前事業年度末より913,165千円増加し、残高は3,439,884千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により獲得した資金は、988,657千円（前年同期比25.3%増）となりました。この主な要因は、税引前当期純利益1,566,062千円及び減価償却費55,462千円を計上した一方で、法人税等の支払額680,667千円及び売上の増加により売上債権の増加254,120千円が生じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、56,043千円（前年同期比52.6%減）となりました。この主な要因は、備品等の有形固定資産の取得による支出40,337千円が発生したこと、及びオフィス増床に伴う差入保証金の差入による支出13,470千円が生じたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は2,893千円（前年同期比99.8%減）となりました。この主な要因は、新株予約権の行使に伴う株式発行による収入23,440千円が発生した一方で、配当による支払い20,111千円が生じたことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社では概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業部門別に示すと、次の通りであります。

なお、当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載していません。

事業部門別	当事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	前年同期比(%)
会員事業部門(千円)	1,710,772	200.9
マーケティング支援事業部門(千円)	1,108,232	114.5
広告事業部門(千円)	444,277	114.5
合計(千円)	3,263,283	147.8

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前事業年度 (自平成21年5月1日 至平成22年4月30日)		当事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	467,243	21.2	963,920	29.5
KDDI株式会社	-	-	381,783	11.7
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	238,093	10.8	360,818	11.1

(注) 2. KDDI株式会社の前事業年度における販売実績は総販売実績の100分の10未満であるため金額の記載を省略しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題は以下の通りであります。

(1) 運営サービスの強化について

当社の事業は、「クックパッド」及び「モバレび」の利用者によって支えられていると考えております。このため、利用者の満足度を維持するためにも、「クックパッド」及び「モバレび」の利用者に対し、日常の料理を行う上で必要とされるサービスを提供し続けることが課題と認識しております。

この課題に対処するため、トラフィック増加時の反応速度の向上や機能強化等を継続的に行ってまいりましたが、引き続き利用者の視点に立ったサービスの利便性向上や機能強化等を継続的に行うことにより、「クックパッド」及び「モバレび」の利用者の満足度の向上に努めてまいります。

(2) 収益基盤の強化について

当社は、安定した成長を続けていくためには収益基盤を強化していくことが課題だと認識しております。当社では現在、「クックパッド」及び「モバレび」のプレミアムサービスを有料提供する会員事業及び食品、飲料、家電・調理器具製造・販売事業者、流通事業者等を顧客とし、レシピマーケティングを展開するマーケティング支援事業を主な収益源としております。

この課題に対処するため、当社の事業基盤である「クックパッド」及び「モバレび」のサービス強化とそれを実現する技術基盤の強化に注力してまいります。会員事業につきましては、デバイスの進化や多様化により、これまで以上にインターネットが日常生活に浸透することを想定し、柔軟且つ迅速に対応できる開発体制の強化に取り組んでまいります。また、マーケティング支援事業につきましては、メニュー提案型のレシピマーケティングが更に浸透すると見込んでおり、利用者の利用動向分析を更に強化することで、既存顧客への提案力を強化してまいりの方針であります。引き続き、利用者視点に立った継続的なサービス改善と機能強化等により既存利用者の満足度向上に努め、収益基盤の強化を進めてまいります。

(3) 組織体制の整備について

当社は少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の更なる成長のためには人員拡充と組織体制の整備が重要な課題と認識しております。

当社の事業は「クックパッド」及び「モバレび」を基盤としており、その利便性及び機能の維持向上のためにもサービス開発を担当する技術者の採用が当社の事業成長にとって課題と認識しておりますが、専門性が高い人材ほど、適時に採用することは困難な場合があります。また、その他の人員についても収益基盤の拡大に応じて採用を進めていく必要があります。

これらの課題に対処するため、事業規模や必要な人材に応じた採用を適時行うとともに着実に組織体制を強化できるよう人事制度の整備にも積極的に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業内容及び固有の法的規制に係わるリスクについて

(1) インターネット事業に関する一般的リスク

当社は、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットの更なる普及が当社の成長のための基本的な条件と考えております。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。インターネットの普及に関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 技術革新について

当社が事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新技術の導入が相次いで行われております。当社は、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っておりますが、これらが想定通りに進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社の業界における競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) システム障害について

サービスへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社ソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社の予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社の事業活動に支障を生ずる可能性があります。また、サーバの作動不能や欠陥に起因して、当社の信頼が失墜し取引停止等に至る場合や当社に対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報保護について

当社は、有料ID登録利用者の登録情報等の個人情報を取得利用しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

当社は、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、保護管理体制の確立に努めており、個人情報保護基本規程等を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努め、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、当社が保有する個人情報等につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえません。従いまして、これらの事態が起こった場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社への損害賠償請求、当社の信用の低下等によって、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) その他の法的規制等について

当社事業を規制する主な法規制として、(ア)「電気通信事業法」、(イ)「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）及び(ウ)「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（以下、「不正アクセス禁止法」という。）があります。

電気通信事業法については、通信の秘密の保護等の義務が課されております。また、当社は、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されております。また、権利を侵害した情報を当社が媒介したことを理由として、民法の不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性もあり、これらの点に関し訴訟等の紛争が発生する可能性もあります。更に、当社には、不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されております。

その他、インターネット上の情報流通や電子商取引のあり方等については、現在も様々な議論がなされており、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、インターネットの利用

や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 知的財産権に係る方針等について

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社の事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。かかる場合においては、当社が第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等、又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) サービスの健全性の維持について

「クックパッド」では、不特定多数の利用者同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいては、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しております。

このため、禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにユーザーサポート体制を整備し、利用規約に違反した利用者に対しては、ユーザーサポートから改善要請等を行っているため、一定の健全性は維持されているものと認識しております。

なお、利用規約で定められている主な禁止事項の内容は以下の通りとなっております。

当社、他の利用者もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

他の利用者もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

特定個人の氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど第三者が見て個人を特定できる情報の提供

一人の利用者が複数のメールアドレスを利用して重複してIDを取得する行為

IDの使用を停止ないし無効にされた利用者に代わりIDを取得する行為

他の利用者もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為

アクセス可能なクックパッド又は他者の情報を改ざん、消去する行為

当社又は他者になりすます行為

本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の利用者登録情報を取得する行為

当社が事前に書面をもって承認した場合を除き、本サービスを使用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用行為

サービスの運営を妨害する行為、他の会員又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為、信用の毀損又は財産権の侵害等のように当社、利用者又は他者に不利益を与える行為、行為を助長する目的でリンクを張る行為

その他当社が利用者として不適当と判断した場合

しかしながら、急速な利用者数の増加による規模拡大に対して、サービス内における不適切行為の有無等を完全に把握することは困難であり、サービス内においてトラブルが発生した場合には、規約の内容に関わらず、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社の法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサービスのブランドイメージ悪化を招き、当該事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、今後想定される事業規模拡大への対応も含めて、監視機能強化のためユーザーサポートにかかる人員増強等、サービスの健全性の維持のために必要な対策を実施していく方針ではありますが、これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合や対応のために費用が増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 「クックパッド」利用者の投稿コンテンツの利用について

当社では、「クックパッド」利用者が投稿したコンテンツを顧客の販促物等に提供する場合があります。この場合において、投稿コンテンツの法的保護については、様々な議論がなされているものの、弁護士その他の専門家の意見をふまえて、利用者に対し、投稿コンテンツのオリジナル性を確認しております。投稿コンテンツが第三者の権利を侵害する内容となっていないこと、投稿コンテンツを顧客が利用することについて、投稿者からの個別の意思確認を行う等、法的には十分と考えられる権利処理手続きを行っており、また、法改正等に備えて十分な法的対応を取る体制を整えておりますが、当該コンテンツの利用における権利処理に関連した風評問題が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 広告掲載について

当社の運営する「クックパッド」、「モバれび」及び当社が配信するメールマガジンに掲載される広告においては、広告代理店等が内容を精査していることに加え、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、法令や公序良俗に反するインターネット広告の排除に努めております。しかしながら、人為的な過失等の要因により、当社が

掲載したインターネット広告に瑕疵があった場合、状況によっては広告掲載申込者や利用者等からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、サービスのシステム障害等を理由として広告掲載が行われなかった場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、これらの場合にも、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

2. 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

(1) 「クックパッド」及び「モバレび」への依存について

当社は、「クックパッド」及び「モバレび」を運営しておりますが、いずれも料理レシピの投稿及び検索に特化した機能を提供しております。当社の事業は、「クックパッド」及び「モバレび」を基盤としたものとなっております。このため、新たな法令の導入等、予期せぬ事象によりサービスの利便性が低下し、競合サービスに対する競争力を喪失して利用者数が減少した場合やサービス運営が不能となった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) サービス機能の充実について

当社は、利用者のニーズに対応するため、「クックパッド」及び「モバレび」における機能の拡充を進めております。

しかしながら、今後、有力コンテンツの導入や利用者のニーズの適確な把握が困難となり、十分な機能の拡充に支障が生じた場合、利用者に対する訴求力の低下等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合について

「クックパッド」及び「モバレび」は、料理レシピの投稿及び検索に特化したサービスとして利用者の獲得において先行しているものと認識しております。しかし、今後、資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度や専門性を有する企業等の参入及びその拡大が生じ、競争の激化による顧客の流出やコストの増加等により、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような環境において、当社が今後において優位性を発揮し、企業価値の維持向上が図れるか否かについては不確実な面があることから、競合他社や競合サービスの影響により、当社の競争優位性が低下した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) システム関連費用について

当社は、今後の利用者数及びアクセス数の拡大に備え、継続的にシステムインフラの増設等を計画しておりますが、当社の計画を上回る急激な利用者数及びアクセス数の増加等があった場合、増設の時期、内容、規模について変更せざるを得なくなる可能性があります。このような事態が生じた場合には、設備投資、減価償却費・データセンターの賃借費用等のシステム関連費用の増加が想定され、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 広告市場について

マーケティング支援事業及び広告事業が対象とするインターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネット広告は新聞広告を抜き、テレビに次ぐ広告媒体へと成長しており、今後も当該市場は拡大していくものと想定されます。

しかしながら、企業の広告宣伝活動は景気動向の影響を受けやすいものであり、また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競合が継続していくと考えられることから、今後においてこれらの状況に変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3. 当社の事業運営体制に係わるリスクについて

(1) 代表執行役社長 佐野陽光への依存について

代表執行役社長である佐野陽光は、当社の創業者であり、創業以来代表を務めております。同氏は、インターネット関連事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社は、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により、同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 小規模組織であること

当社は小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。当社は今後の急速な事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。これら

の施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 人材の確保及び育成について

当社は、現時点においては、上記の通り小規模組織ではありますが、今後想定される事業拡大に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に利用者向けサービスの構築及び運用面においては高度な技術スキルを有する人材が要求されることから、サービス構築のために必要な人材を適切に確保するとともに、育成を行っていく必要があります。また、今後の事業拡大により受注の獲得機会が増加した場合、受注規模に応じた人員の確保が必要となります。当社は今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針ですが、必要な人材の確保が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があります。この場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

4. その他

(1) 配当政策について

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

なお、当社が属するインターネット業界は、事業環境の変化が激しく、予測が困難であるため来期以降の剰余金の配当については、現時点では未定であります。上記の基本方針に従い、株主に対する適切な利益還元策を適宜検討してまいります。

(2) 資金使途について

新規上場時(平成21年7月16日払込期日)に実施した公募増資の手取調達資金1,368百万円については、サーバ等設備投資に470百万円、データセンタ賃借料に435百万円、残額については優秀な人材の募集・採用及び教育体制の構築と業容拡大に伴う本社増床費用等の運転資金に充当する計画でありました。しかしながら既存サーバの効率化や分散技術の導入などの技術革新に取り組んだことにより、当事業年度末現在において当該使途に180百万円を充当する結果となっております。当社は今後もデバイスの多様化など、インターネットが日常生活に浸透していく中、より生活に密着したサービスの展開を目指しております。これまでの自社サーバでのサービス運営では、アクセスピークをベースにインフラ環境を整備しなければなりませんでしたが、今後は利用者のアクセス動向に応じて柔軟にサーバ増設が可能なクラウドコンピューティングへの移行が有益であると考え、積極的に進めていく方針であります。そのため、当初サーバ等設備投資に充当する計画であった資金を今後は当該方針に沿った支出に充当していく予定であります。

また、当社が属するインターネット業界は、関連する技術革新のスピードや利用者のニーズの変化が速く、このように急速に変化する事業環境に柔軟に対応していくためには、今後についても適宜、計画を見直す必要があると認識しております。その結果として現時点における資金使途計画の変更や当該使途以外へ資金を充当する可能性があります。また、計画に沿って資金を使用したとしても、想定通りの投資効果を上げられない可能性もあります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

前事業年度末から当事業年度末までの財政状態の主な変動としましては、資産については、流動資産が3,093,278千円から4,290,293千円に増加した一方で固定資産が220,528千円から218,138千円に減少したことがあげられます。負債及び純資産については、流動負債が685,932千円から1,029,008千円に増加したこと及び利益剰余金が1,036,742千円から1,864,244千円に増加したことがあげられます。

これらの増加の主な要因は、流動資産については、収益拡大による現金及び預金並びに売掛金の増加によるものであり、固定資産については、サーバ等及び本社設備の減価償却を実施したためであります。

(3) 経営成績の分析

当事業年度におけるわが国経済は、緊急経済政策の継続や外需の改善などにより、過年度から続く景気後退局面からは徐々に回復していく傾向が見られたものの、デフレ状況の継続や急速な為替変動等による先行きの不透明感が払拭されない状況となっております。加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、日本経済並びに生活者を取り巻く環境が一変し、企業活動や個人消費が低調となる懸念が強まっています。

一方で、わが国のインターネット利用状況は、利用者数、人口普及率ともに年々増加しております。平成22年には、スマートフォンや多機能端末等デバイスの普及が始まったことで、インターネットを活用する機会がますます増加し、日常生活への影響力がより一層高まっております。今後もインターネットにおける技術革新はますます進み、様々なサービスが展開されていくものと予想しております。

このような経営環境の下、当社では「毎日の料理を楽しむにする」事業の基盤である「クックパッド」等のサービスを生活の中で道具のように使えるよう、利用者の利便性及び満足度の向上を追求してまいりました。平成23年4月における「クックパッド」の月間利用者数は1,026万人（前年同月比14.6%増）と堅調に推移しており、毎日の献立を決定するプラットフォームとしての位置づけを確立しつつあります。また、累積投稿レシピ数は約97万品を超えており、より一層多様化するレシピの中から、利用者のニーズに対してより精度の高い検索結果を返すことができるよう改善に注力してまいりました。テスト駆動開発体制によるサービスの迅速かつ柔軟な改善を継続的に実施しており、利用動向の解析にもとづく検索機能の改良に引き続き取り組んでまいりました。

また、多様化するデバイスやインターネットが生活に浸透するといった環境の変化を捉え、新デバイスを含めたモバイルサービスの強化に努めてまいりました。

なお、当社におきましては、東日本大震災の被災地の皆様にも役立つよう、限られた食材や調理器具でも料理が楽しめるレシピカテゴリを開設するとともに、協賛企業から仕入れた物資やレシピ冊子を被災地に送付するなど、食のインフラを担う企業として生活再建に向けた取り組みを行っております。

事業部門別の状況は次の通りであります。

（会員事業部門）

当事業部門に関連する事業環境としましては、平成22年4月から平成23年3月までの国内スマートフォン出荷台数が855万台と前年同期比で約3.7倍に急拡大しており、携帯電話端末の総出荷台数に占める割合が22.7%となる（（株）MM総研「2010年度通期国内携帯電話端末出荷概況」調べ）など、スマートフォンの本格的な普及が始まり、日常の生活動線上でインターネットを活用する機会が増えております。また、20代から30代の世代を中心に、料理をする際にインターネットを参考にする比率が高まっており、今後はますますその重要性が増していくものと思われれます。

このような環境の下、当社は引き続きモバイルサービス強化に注力しており、既存利用者の満足度向上のため、利用者がより短い時間で、求めているレシピを決めることができるよう改善を実施してまいりました。新デバイス対応につきましても、iPhoneアプリの累積ダウンロード数が200万件を超え、その後もダウンロード数が増加しております。またApple社から発表された「iTunes Rewind 2010」の無料アプリ部門において日本国内総合ランキング3位、ライフスタイルカテゴリ1位に選ばれるなど、多くの利用者から評価を受けております。さらに、Android端末向けアプリをリリースするとともに、スマートフォン向けの「クックパッド」ブラウザ版のサービスを開始し、端末特性を考慮したサービス改善による利便性の追求を行ってまいりました。

以上の結果、有料会員数は引き続き安定的に増加し、当事業年度の売上高は1,710,772千円（前年同期比100.9%増）となりました。

(マーケティング支援事業部門)

食品・飲料業界におきましては、内食回帰の傾向が続いているものの、生活防衛意識や節約志向の高まりを背景とした価格競争は依然として厳しい状況であり、従来の価格訴求やブランド訴求のみならず、生活者視点のメニュー提案や使い方の提案など、価格よりも価値を訴求する需要拡大策に取り組む企業が増加しております。

このような環境の下、当社では引き続き既存顧客を中心としてレシピマーケティングを提案してまいりました。レシピという具体的な「食べ方」を通じた利用者と顧客とのコミュニケーションを実現するため、利用動向の解析や施策における効果指標の整備に継続的に注力しております。具体的な食べ方と紐づいて商品の特徴が理解されることにより、商品の利用頻度が向上して店頭売上にも反映されつつあります。

以上の結果、既存顧客の取扱商品ブランド数が増加し、受注額が増加したことにより、当事業年度の売上高は1,108,232千円(前年同期比14.5%増)となりました。

(広告事業部門)

当事業部門におきましては、当社サービスが生活動線上のサービスであるという特性と「クックパッド」の月間利用者数及び月間ページビュー数が前事業年度に比べ増加傾向であることを背景に、増収となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は444,277千円(前年同期比14.5%増)となりました。

(参考) 事業部門別の売上高 (単位:千円)

	前事業年度 自平成21年5月1日 至平成22年4月30日	当事業年度 自平成22年5月1日 至平成23年4月30日	前年同期比 増減額	前年同期比 増減率
会員事業部門	851,567	1,710,772	859,204	100.9%増
マーケティング支援事業 部門	967,844	1,108,232	140,388	14.5%増
広告事業部門	388,021	444,277	56,256	14.5%増
合計	2,207,433	3,263,283	1,055,849	47.8%増

(売上原価)

売上原価は、マーケティング支援事業において外注先の管理を徹底したことにより42,985千円(前年同期比15.1%減)となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費につきましては、事業拡大に伴う人件費の増加、サーバ等設備関連増強に伴う費用の増加及び会員事業の売上増加に伴う売上手数料の増加により1,593,876千円(前年同期比45.9%増)となりました。

これらの結果を受け、当事業年度の営業利益は1,626,420千円(前年同期比52.8%増)、経常利益は1,594,216千円(前年同期比51.5%増)、当期純利益は847,613千円(前年同期比49.4%増)となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の残高は前事業年度末より913,165千円増加し、残高は3,439,884千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により獲得した資金は、988,657千円(前年同期比25.3%増)となりました。この主な要因は、税引前当期純利益1,566,062千円及び減価償却費55,462千円を計上した一方で、法人税等の支払額680,667千円及び売上の増加により売上債権の増加254,120千円が生じたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、56,043千円(前年同期比52.6%減)となりました。この主な要因は、備品等の有形固定資産の取得による支出40,337千円が発生したこと、及びオフィス増床に伴う差入保証金の差入による支出13,470千円が生じたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は2,893千円(前年同期比99.8%減)となりました。この主な要因は、新株予約権の行使に伴う株式発行による収入23,440千円が発生した一方で、配当による支払い20,111千円が生じたことによるものであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社の事業は、「クックパッド」及び「モバれび」を基盤としたものとなっており、今後もサービス開発及び運営に資源を重点的に配分し、既存サービスの更なる利便性向上や新たなサービス開発等を通じて利用者の満足度を高めると共に収益基盤の強化にも積極的に取り組んでいく所存であります。常に利用者視点に立ったサービスの開発及び改善を継続することで、既存利用者の満足度を高め、有料会員数の増加を図ってまいります。また、マーケティング支援事業においては既存顧客の満足度を高めることでリピート受注の獲得に注力してまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が継続的に成長をしていくためには、運営サービスの利用者満足度の向上、収益基盤の強化とそれを実現するための組織体制の整備が重要であると認識しております。当社サービスの利用者は料理を行う上で日常的に当社サービスを利用しており、トラフィック集中時の反応速度の向上など利用者視点に立ったサービスの利便性向上に引き続き、注力してまいります。

また当社の主な収益源は、現在、会員事業及びマーケティング支援事業となっております。会員事業につきましては、デバイスの進化や多様なインターネットがより生活に浸透する中で、サービスの利便性を高め既存利用者の満足度向上に努めてまいります。マーケティング支援事業に関しましては、当社の取り組んでいるレシピマーケティングが更に浸透すると見込んでおり、データ分析力の向上などを通じて、既存顧客への提案力を強化してまいります。

上記の運営サービス及び収益基盤の強化を実現するためには併せて組織体制の整備が必要であると認識しております。その実現のためには技術者の採用が重要であると認識しており、技術者の採用と組織力の強化に注力しております。

当社は、競争力であるサービス開発力、運営ノウハウを活かした事業展開を継続するために引き続き、人材採用を含めた技術基盤への投資を積極的に行っていく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度において事業拡大のために行った設備投資（無形固定資産含む。）は、総額24,285千円であります。その主なものは、サービス開発に係る器具備品等の取得20,093千円であります。

なお、当社では前事業年度末において重要な設備の新設の計画としてサーバ等140,000千円（平成22年5月着手、平成23年4月完了予定）を予定しておりましたが、既存サーバの効率化や分散技術の導入などの技術革新に取り組んだことにより、計画と比べ減少しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

平成23年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	業務施設	13,921	22,635	3,974	40,531	86(35)
データセンター (東京都新宿区)	サーバ等	-	3,837	140	3,977	-

- (注) 1. 金額には消費税等は含めておりません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
3. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

〔賃借設備〕

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	業務施設	1,638.35	103,521

3【設備の新設、除却等の計画】

当社では、前事業年度末現在における重要な設備の新設の計画としてサーバ等240,000千円（平成23年5月着手、平成23年12月完了予定）の設備投資を予定しておりました。しかしながら既存サーバの効率化や分散技術の導入などの技術革新に取り組んだことに加え、今後は利用者のアクセス動向に応じて柔軟にサーバ増設が可能なクラウドコンピューティングへの移行が有益であると考え、積極的に進めていく方針としました。

このため、当事業年度末現在における重要な設備の新設の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,296,000
計	55,296,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年7月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,150,800	16,150,800	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株 主としての権利内容に何ら 限定のない当社における標 準となる株式であります。 また、1単元の株式数は 100株となっております。
計	16,150,800	16,150,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成19年4月30日発行の第1回新株予約権（平成19年4月13日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成23年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	159	159
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190,800(注2、5)	190,800(注2、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注3、4、5)	150(注3、4、5)
新株予約権の行使期間	自平成21年4月14日 至平成29年4月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150(注5) 資本組入額 75(注5)	発行価格 150(注5) 資本組入額 75(注5)
新株予約権の行使の条件	(注6)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式の数は、次の算式により調整するものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 当社が新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権の行使による場合を除く）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 平成22年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割及び平成23年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

6. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。

(1) 権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員の地位にあることを要する。

(2) 新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合には、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

(3) 取締役会の承認を受けた場合以外は、新株予約権の譲渡は認めない。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

平成20年4月25日発行の第2回新株予約権（平成20年3月14日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成23年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	208	208
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	249,600(注2、5)	249,600(注2、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注3、4、5)	400(注3、4、5)
新株予約権の行使期間	自平成22年3月15日 至平成30年3月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400(注5) 資本組入額 200(注5)	発行価格 400(注5) 資本組入額 200(注5)
新株予約権の行使の条件	(注6)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式の数は、次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権の行使による場合を除く）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 平成22年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割及び平成23年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

6. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。

- (1) 権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員に地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合には、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (3) 取締役会の承認を受けた場合以外は、新株予約権の譲渡は認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年4月29日 (注)1	10,735	11,300	-	28,250	-	27,675
平成19年4月30日 (注)2	120	11,420	10,800	39,050	10,800	38,475
平成20年3月28日 (注)3	100	11,520	24,000	63,050	24,000	62,475
平成20年11月14日 (注)4	1,140,480	1,152,000	-	63,050	-	62,475
平成21年7月16日 (注)5	158,000	1,310,000	690,460	753,510	690,460	752,935
平成21年7月17日～ 平成21年11月31日 (注)6	5,800	1,315,800	5,220	758,730	5,220	758,155
平成21年12月1日 (注)7	2,631,600	3,947,400	-	758,730	-	758,155
平成21年12月1日～ 平成22年6月30日 (注)6	75,300	4,022,700	37,740	796,470	37,740	795,895
平成22年7月1日 (注)8	4,022,700	8,045,400	-	796,470	-	795,895
平成22年7月1日～ 平成22年12月31日 (注)6	10,800	8,056,200	4,320	800,790	4,320	800,215
平成23年1月1日 (注)8	8,056,200	16,112,400	-	800,790	-	800,215
平成23年1月1日～ 平成23年4月30日 (注)6	38,400	16,150,800	7,680	808,470	7,680	807,895

(注)1. 株式分割(1:20)によるものであります。

2. 有償第三者割当

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

割当先 当社従業員5名

3. 有償第三者割当

発行価格 480,000円

資本組入額 240,000円

割当先 株式会社三菱東京UFJ銀行

野村證券株式会社

4. 株式分割(1:100)によるものであります。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 9,500円

引受価額 8,740円

資本組入額 4,370円

払込金総額 1,380,920千円

6. 新株予約権の行使による増加であります。

7. 株式分割(1:3)によるものであります。

8. 株式分割(1:2)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成23年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	25	35	53	2	3,165	3,291	-
所有株式数(単元)	-	17,056	976	561	9,358	11	133,495	161,457	5,100
所有株式数の割合(%)	-	10.56	0.60	0.35	5.79	0.01	82.69	100.00	-

(注) 自己株式604株は、「個人その他」に6単元及び「単元未満株式の状況」に4株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐野 陽光	神奈川県横浜市西区	8,658,000	53.61
穠田 誉輝	東京都港区	2,874,000	17.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	699,700	4.33
ジェイビー モルガン クリアリング コーポセク (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	ONE METROTECH CENTER NORTH, BROOKLYN, NY 11201 (東京都品川区東品川2丁目3-14)	337,180	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	237,300	1.47
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	200,800	1.24
日本生命保険相互会社 特別勘定年金口	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	200,600	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	189,900	1.18
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	BAHNHOFSTRASSE 45,8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3-14)	75,000	0.46
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピーピー ノントリティー クライアンツ 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12,D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町2丁目11-1)	70,620	0.44
計	-	13,543,100	83.85

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次の通りであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	699,700株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	237,300株
野村信託銀行株式会社(投信口)	200,800株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	189,900株

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,145,100	161,451	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 5,100	-	-
発行済株式総数	16,150,800	-	-
総株主の議決権	-	161,451	-

【自己株式等】

平成23年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
クックパッド株式会社	東京都港区白金台5丁目12-7	600	-	600	0.00
計	-	600	-	600	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第238条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

(平成19年4月13日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成19年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成20年3月14日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成20年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社執行役3名 当社従業員27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成23年7月28日定時株主総会決議)

決議年月日	平成23年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社執行役3名 当社従業員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	67,000 (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2.
新株予約権の行使期間	平成25年7月30日から平成28年7月29日までとする。
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、平成23年7月28日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

2. 本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

また、「1株当たりの時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

上記のほか、平成23年7月28日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

3. 本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．平成25年7月30日から平成26年7月29日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ．平成26年7月30日から平成27年7月29日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ．平成27年7月30日から平成28年7月29日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

- 4． 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記1．に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記2．に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記3．に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下の事項に準じて決定する。

イ． 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額、ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。

ロ． 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記イ．に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下の事項に準じて決定する。

イ． 新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

ロ． 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当

社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- 八. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- 二. 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(平成23年7月28日取締役会決議)

決議年月日	平成23年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役(取締役兼執行役員含む)3名 当社従業員16名 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	211,000 (注)1.2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,760 (注)3.
新株予約権の行使期間	平成26年8月16日から平成28年8月15日までとする。
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

(注)1. 上記対象となる人数及び株式の数は予定であり増減することがある。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の割当日の後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

3. 本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

また、「1株当たりの時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

4. 本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、下記イ、ロ、及びハ。に掲げる条件がすべて満たされた場合にのみ、本新株予約権を権利行使することができる。
- イ. 平成25年4月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において営業利益が28億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ロ. 平成26年4月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において営業利益が40億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ハ. 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が、権利行使価額に1.5を乗じた価額である金2,640円を一度でも超過すること。

本新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役

役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

本新株予約権者は、上記の条件が満たされた場合に、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．平成26年8月16日から平成27年8月15日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1

ロ．平成27年8月16日から平成28年8月15日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

5. 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2. に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3. に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下の事項に準じて決定する。

- イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額、ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
- ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

譲渡による取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下の事項に準じて決定する。

- イ．当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ハ．新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- 二. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ホ. 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	504	433,230
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1 当事業年度における取得自己株式には、平成22年7月1日付の株式分割(1:2)及び平成23年1月1日付の株式分割(1:2)による増加株数402株を含んでおります。

2 当期間における取得自己株式には、平成23年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	604	-	604	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状況並びにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

当社は、機動的な資本政策が行えるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。なお、当社の剰余金の配当は、期末配当と中間配当の年2回を基本的な方針としております。

当事業年度につきましては、更なる事業拡大等に向けた投資の柔軟性及び機動性を高めるべく、引き続き内部留保の拡充を重視してまいりますが、同時に当社の長期的発展をご支援いただいております株主の皆様への利益還元として、平成23年6月24日開催の取締役会において、平成23年4月30日を基準日として、配当総額32,300千円、1株あたり2円の期末配当を行うことを決議しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
最高(円)	-	-	-	39,100 (注2) 9,100	9,330 (注3) 4,960 (注4) 2,380
最低(円)	-	-	-	17,500 (注2) 5,920	6,740 (注3) 3,865 (注4) 1,359

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

なお、平成21年7月17日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 印は、株式分割(平成21年12月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
3. 印は、株式分割(平成22年7月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
4. 印は、株式分割(平成23年1月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年11月	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月	平成23年4月
最高(円)	4,570	4,895 2,380	2,370	2,155	2,195	1,809
最低(円)	4,240	4,295 2,326	1,981	1,990	1,359	1,620

(注)1. 最高・最低株価は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成23年1月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	佐野 陽光	昭和48年5月1日生	平成9年10月 (有)コイン(現 当社)設立 平成16年9月 当社代表取締役就任 平成19年7月 当社代表執行役兼取締役就任 (現任) 平成22年3月 COOKPAD Inc. CEO就任(現任) 平成22年7月 当社社長就任(現任) 平成23年5月 COOKPAD PTE.LTD. Director就任 (現任)	(注)4	8,658
取締役	-	石渡 進介	昭和44年8月30日生	平成10年4月 牛島法律事務所(現 牛島総合法律事務所)入所 平成12年4月 上杉法律事務所(現 霞が関法律会計事務所)入所 平成13年1月 Field-R法律事務所設立 平成19年10月 当社取締役就任(現任) 平成20年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立 パートナー弁護士 (現任) 平成23年3月 当社執行役就任(現任)	(注)4	59
取締役	-	熊坂 賢次	昭和22年1月28日生	平成2年4月 慶應義塾大学環境情報学部助教 授 平成6年6月 慶應義塾大学環境情報学部教授 (現任) 平成13年6月 慶應義塾大学環境情報学部学部長就任 平成15年4月 財団法人ソフピアジャパン理事長就任(現任) 平成16年9月 当社取締役就任(現任)	(注)4	-
取締役	-	穂田 誉輝	昭和44年4月29日生	平成5年4月 (株)日本合同ファイナンス(現 (株)ジャフコ)入社 平成8年4月 (株)ジャック(現 (株)カーチスホールディングス)入社 平成11年9月 (株)アイシーピー代表取締役就任 平成12年5月 (株)カカコム取締役就任 平成13年12月 (株)カカコム代表取締役社長就任 平成17年1月 フォートラベル(株)代表取締役会長就任 平成18年6月 (株)カカコム・フィナンシャル取締役就任 平成18年6月 (株)カカコム取締役相談役就任 平成19年7月 当社取締役就任(現任)	(注)4	2,874

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	新宅 正明	昭和29年9月10日生	昭和53年4月 日本アイ・ピー・エム(株)入社 平成3年12月 日本オラクル(株)入社 平成6年8月 同社取締役就任 平成8年8月 同社常務取締役就任 平成12年8月 同社代表取締役社長就任 平成13年1月 米国オラクル・コーポレーション上級副社長就任 平成20年6月 日本オラクル(株)代表取締役会長就任 平成20年8月 同社エグゼクティブアドバイザー就任 平成21年3月 (株)ファーストリテイリング顧問就任 平成21年5月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ アドバイザリーボードメンバー就任(現任) 平成21年11月 (株)ファーストリテイリング社外取締役就任(現任) 平成23年7月 当社取締役就任(現任)	(注)4	-
取締役	-	山田 啓之	昭和39年10月20日生	昭和63年4月 安田生命保険相互会社(現 明治安田生命保険相互会社)入社 平成3年5月 柳澤迫本公認会計士事務所入所 平成12年11月 エイジックス(株)設立 代表取締役(現任) 平成13年1月 A Z X 総合会計事務所設立 代表(現任) 平成16年9月 当社監査役就任 平成19年7月 当社取締役就任(現任)	(注)4	-
計						11,591

- (注) 1. 平成19年7月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって、委員会設置会社に移行しております。
2. 熊坂 賢次、山田 啓之、穂田 誉輝、新宅 正明は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社の委員会体制は次の通りであります。
指名委員会 委員長 熊坂 賢次、委員 穂田 誉輝、委員 新宅 正明、委員 佐野 陽光、委員 石渡 進介
報酬委員会 委員長 穂田 誉輝、委員 熊坂 賢次、委員 新宅 正明、委員 佐野 陽光
監査委員会 委員長 山田 啓之、委員 穂田 誉輝、委員 新宅 正明
4. 平成23年7月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	社長	佐野 陽光	昭和48年5月1日生	「(1) 取締役の状況」に記載しております	(注) 1	8,658
執行役	副社長	山岸 延好	昭和49年6月26日生	平成9年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成11年8月 (有)ネットアイズ設立 代表取締役 就任 平成17年10月 当社入社 平成18年5月 当社執行役員就任 平成19年6月 当社取締役就任 平成19年7月 当社執行役就任(現任) 平成19年7月 当社商品部門長就任 平成20年7月 当社技術部門長就任 平成22年7月 当社副社長就任(現任)	(注) 1	54
執行役	法務室長	石渡 進介	昭和44年8月30日生	「(1) 取締役の状況」に記載しております	(注) 1	59
執行役	管理部長	成松 淳	昭和43年11月14日生	平成8年11月 監査法人原会計事務所入所 平成10年5月 監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ)入所 平成16年12月 (株)東京証券取引所上場部出向 平成19年1月 当社入社 平成19年6月 当社取締役就任 平成19年7月 当社執行役就任(現任) 平成19年7月 当社管理部門長(現 管理部長) 就任(現任)	(注) 1	63
執行役	-	橋本 健太	昭和49年10月12日生	平成13年10月 慶應義塾大学SFC研究所入所 平成16年5月 (有)コイン(現 当社)入社 平成22年7月 当社執行役就任(現任)	(注) 1	36
計						8,880

(注) 1. 平成23年7月28日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

2. 代表執行役社長である佐野陽光及び執行役法務室長である石渡進介は、当社取締役も兼任しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

提出会社の企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

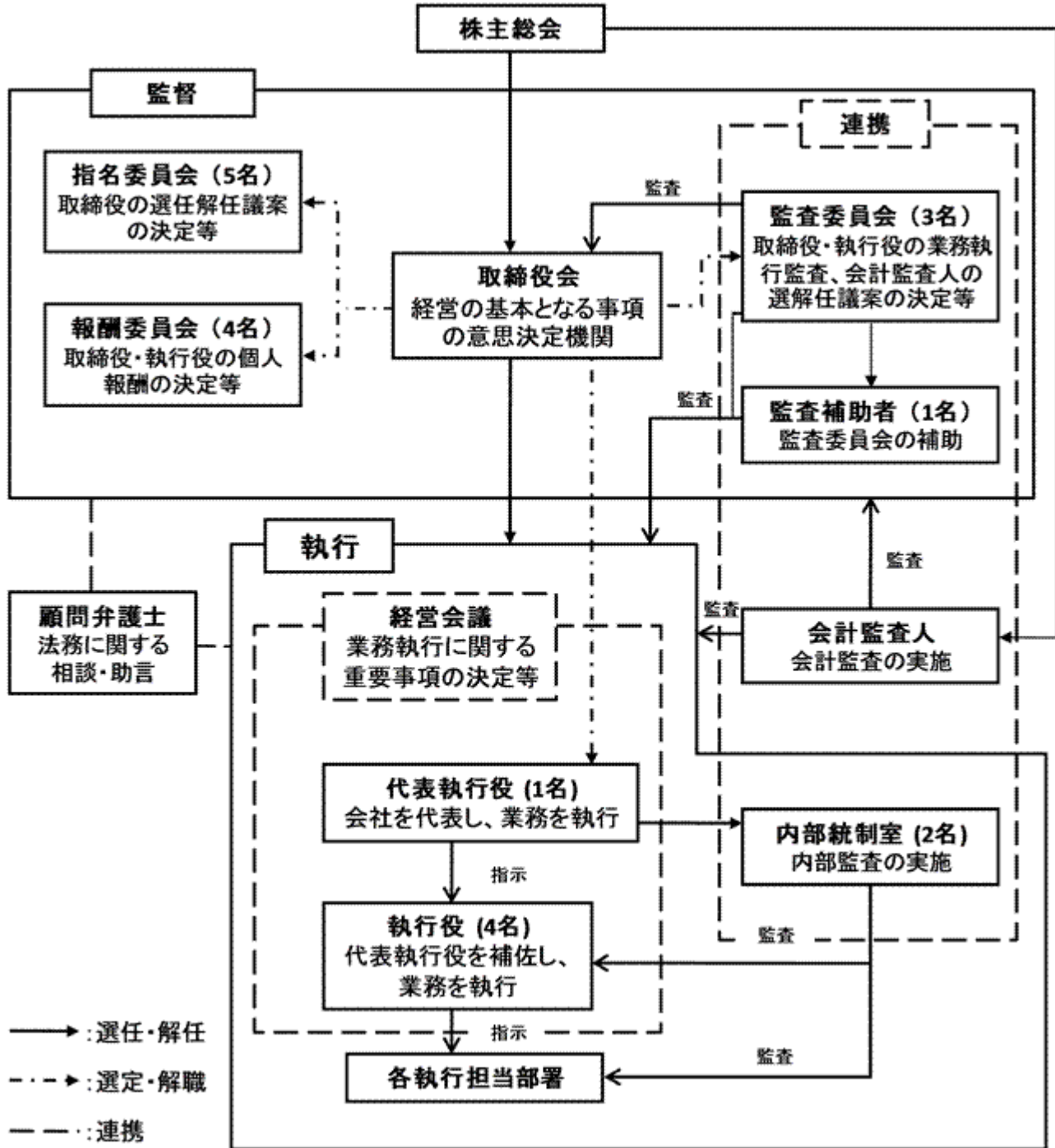
当社は、社会からの信頼が求められる食に関連した事業を行っており、社会からの信頼を基盤として企業価値が成り立っていると考えております。コーポレート・ガバナンスは、当社がこうした社会からの信頼を維持していくために必要不可欠なものであると認識しております。そして、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「監督と執行の分離」が最も効果的であると考え、平成19年7月24日の定時株主総会での決議に基づき、委員会設置会社に移行しております。業務執行を担う執行役と社外取締役を中心として構成される取締役会を分離し、実際の業務執行にあたる執行役には取締役会から執行役への大幅な意思決定の委任をすることにより、業務執行の機動性と柔軟性を高めつつ、執行役による業務執行全般を株主総会により選任された社外取締役が過半数を占める取締役会が監督し、最善の意思決定を行うことにより経営の適正性を確保するとともに、過半数を社外取締役が占める「指名委員会」、「報酬委員会」、「監査委員会」の3委員会を設置して「監督と執行の分離」の徹底を図っております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ．意思決定、業務執行及び監督に係る経営管理体制及び内部統制システムの状況

コーポレート・ガバナンス体制は以下の図の通りであります。なお、各機関の構成員に関しては、本書提出日現在のものを記載しています。

また、3委員会の職務は、下記に記載しております。



- () 内部統制システムの整備に関する基本方針
- (a) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備（会社法416条第1項第1号ホ）
- (ア) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、各執行役が業務執行状況の定例報告及び文書の管理等を実施し、職務内容が法令及び定款に適合することを確保する体制を構築しております。
- (イ) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は、その職務の遂行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令及び当該社内規程に従い適切に保存及び管理しております。
- (ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各執行役は、担当職における損失の危険に関し、その管理の責任を負うものとし、企業活動の維持継続に障害となるリスクの認識・分析・評価を徹底するものとしております。
- (エ) 執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
各執行役の職務は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行われております。
日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分しており、これらを定めた「決裁規程」に基づき意思決定を行うこととしております。
- (オ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社の企業活動に関する重要な法令及び社内規程を、継続的に社員へ周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う体制としております。
代表執行役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査委員会に報告する体制としております。
反社会的勢力との拘わりを排除するため、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応ガイドライン」を策定し、反社会的勢力に対する具体的な対応方法を周知するため、全社員を対象とした研修を行う体制としております。
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、整備・評価・是正を行うことにより、適正な内部統制システムを構築する体制としております。
全社員が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、ヘルプライン（内部通報制度）を構築し、運用しております。
- (b) 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項（会社法416条第1項第1号ハ）
各執行役は、取締役会により決定された担当する領域の職務を行うものとし、「組織・業務分掌規程」において、当該職務領域を明文にし、職務の分掌を図ることとしております。
当社の重要事項の決定は、執行役の会議体である経営会議において決定することとしております。
当社は、「決裁規程」に基づき、代表執行役社長の権限の一部を執行役副社長に委譲しております。
- (c) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告を受け、適正な管理体制を確保する体制を構築しております。
- (d) 監査委員会の職務の執行のために必要なものとして法務省令で定める事項（会社法416条第1項第1号ロ）
- (ア) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会は、監査委員会の監査を補助すべき使用人を置くことを求めることができるとしてはおりますが、当該職務を補助すべき取締役は置かないものとしております。
監査委員会を補助すべき使用人は、執行役から独立して業務を遂行することができるものとしております。
監査委員会を補助すべき使用人の選任及び解任は、監査委員会の決定にて行うことができるものとしております。
- (イ) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
執行役は、毎月開催される取締役会及び監査委員会に出席して執行状況を報告することとしております。
執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査委員会に当該事実を報告するものとしております。
- (ウ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとしております。監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとして、また、決算関係の業務については、監査委員会は会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にして監査を行います。

() 経営監督機能

(a) 取締役会

取締役会は経営の最高意思決定機関として、1か月に1回以上開催され、当社では、会社法第416条に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定することとしております。取締役会の構成は、6名の取締役により構成されており、うち4名は社外取締役であります。社外取締役には、税理士1名を含んでおります。当社では、取締役会に次の委員会を設置しております。

(ア) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であります。指名委員会は、取締役5名から構成されており、その内3名は社外取締役であります。

(イ) 報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定する機関であります。取締役4名により構成されており、その内3名は社外取締役であります。

(ウ) 監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する違法性及び妥当性についての監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則1ヶ月に1回開催されております。監査委員会は、税理士1名を含む社外取締役3名から構成されております。

() 業務執行機能

(a) 代表執行役、執行役

当社は、5名の執行役の中から代表執行役1名を選定しております。代表執行役は、業務執行最高責任者として当社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務を執行します。また、各執行役は、取締役会に対し、業務執行状況及び月次決算の状況について毎月1回報告及び説明をしております。執行役は、代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っております。

(b) 経営会議

代表執行役及び執行役により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議しております。

(c) 内部監査及び監査委員会監査の状況

当社は、内部監査を担当する部署として、内部統制室を設置しております。内部統制室は代表執行役直属の組織として2名で全部署を対象に監査を実施しております。また、監査委員会は、社外取締役3名により監査を実施しております。監査委員は、全て社外取締役であるため、日常的な監査につきましては、監査委員会決議により選任された専任の監査補助者1名により行われております。監査体制や監査範囲などに関し、内部統制室と監査委員会及び会計監査人は緊密に連携して活動しております。

なお、監査委員長山田啓之氏は、税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

ロ．社外取締役と当社との関係

当社は、4名の社外取締役を選任しております。社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び専門的経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力がある者を選任しております。

併せて、社外取締役には、当社からの独立性を有している者を含めて選任することとしております。

また、当社は熊坂賢次氏へ30個、山田啓之氏へ30個の新株予約権を付与しており、本書提出日現在において、穂田誉輝氏は当社の株式を2,874千株所有しております。これらの関係以外に社外取締役と当社との間にその他利害関係はありません。

ハ．リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、法務室が主管部署となっております。法務室は、各部との連携をとり情報を収集・共有することにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

コンプライアンスについて、法務室長が中心となり推進しております。全従業員に対して、コンプライアンス

に関する事項を周知・徹底させるよう活動しております。

二．会計監査の状況

当社の会計監査業務は、有限責任 あずさ監査法人に所属する公認会計士筆野力氏及び加藤雅之氏が執行いたしました。なお、継続監査年数に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しております。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他（注）7名であります。

（注）その他は、公認会計士試験合格者等であります。

ホ．その他第三者の状況

当社では、業務上発生しうる問題解決のための助言等を得るため、弁護士と顧問契約を締結し、法令遵守に努めております。

役員の報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	
取締役（社外取締役を除く）	5,258	5,258	-	2
社外取締役	21,816	21,816	-	3
執行役	101,650	101,650	-	7

ロ．報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬等の総額

該当ありません。

ハ．役員報酬等の決定方針

（ ）取締役の報酬は、定額報酬と株式報酬とすることとし、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の職務の内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。

（ ）執行役の報酬は、定額報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬とすることとし、その支給水準については、経済情勢、当社を取り巻く環境、各執行役の職務の内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。

株式の保有状況

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

定款で定めた取締役及び執行役の員数並びに取締役選任決議の要件

イ．取締役の員数

当社は、取締役を6名以内にする旨を定款に定めております。

ロ．取締役選任決議の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議においては累積投票によらないこととする旨を定款に定めております。

八．執行役の員数

当社は、執行役を10名以内にする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

イ．当社と社外取締役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ロ．取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

八．執行役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。これは、執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

剰余金の配当等について

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げられる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を図ることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)		当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,000	1,000	16,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査に要する業務時間を基準とし、監査委員会の同意を経た上で報酬額を決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年5月1日から平成22年4月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年5月1日から平成23年4月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年5月1日から平成22年4月30日まで）及び当事業年度（平成22年5月1日から平成23年4月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次の通りであります。

資産基準	0.7%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.8%
利益剰余金基準	0.6%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更にも適切に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、同機構及び監査法人等の主催する各種研修に参加しております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年4月30日)	当事業年度 (平成23年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,526,719	3,439,884
売掛金	517,865	771,986
原材料及び貯蔵品	673	284
前払費用	3,567	7,487
繰延税金資産	42,674	73,243
その他	3,344	99
貸倒引当金	1,566	2,692
流動資産合計	3,093,278	4,290,293
固定資産		
有形固定資産		
建物	31,470	58,957
減価償却累計額	31,470	45,035
建物(純額)	-	13,921
工具、器具及び備品	131,529	150,525
減価償却累計額	66,115	124,053
工具、器具及び備品(純額)	65,414	26,472
建設仮勘定	25,765	-
有形固定資産合計	91,180	40,393
無形固定資産		
ソフトウェア	2,836	4,115
その他	73	73
無形固定資産合計	2,909	4,189
投資その他の資産		
関係会社株式	45,725	45,725
破産更生債権等	178	-
差入保証金	68,709	72,356
繰延税金資産	14,723	69,321
貸倒引当金	178	-
投資損失引当金	2,719	13,847
投資その他の資産合計	126,438	173,556
固定資産合計	220,528	218,138
資産合計	3,313,806	4,508,432

	前事業年度 (平成22年4月30日)	当事業年度 (平成23年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,001	8,530
未払金	159,111	364,931
未払法人税等	434,464	554,990
未払消費税等	51,568	59,849
前受金	14,234	24,884
預り金	19,551	15,823
流動負債合計	685,932	1,029,008
負債合計	685,932	1,029,008
純資産の部		
株主資本		
資本金	796,230	808,470
資本剰余金		
資本準備金	795,655	807,895
資本剰余金合計	795,655	807,895
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,036,742	1,864,244
利益剰余金合計	1,036,742	1,864,244
自己株式	752	1,185
株主資本合計	2,627,874	3,479,423
純資産合計	2,627,874	3,479,423
負債純資産合計	3,313,806	4,508,432

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
売上高	2,207,433	3,263,283
売上原価	50,655	42,985
売上総利益	2,156,778	3,220,297
販売費及び一般管理費	1,092,509	¹ 1,593,876
営業利益	1,064,269	1,626,420
営業外収益		
受取利息	550	773
その他	1,588	1,534
営業外収益合計	2,138	2,308
営業外費用		
株式交付費	11,176	-
為替差損	226	22,342
投資損失引当金繰入額	2,719	11,127
その他	240	1,041
営業外費用合計	14,363	34,511
経常利益	1,052,043	1,594,216
特別損失		
固定資産除却損	-	98
固定資産臨時償却費	-	² 23,338
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	4,717
特別損失合計	-	28,154
税引前当期純利益	1,052,043	1,566,062
法人税、住民税及び事業税	515,872	803,615
法人税等調整額	31,139	85,166
法人税等合計	484,732	718,449
当期純利益	567,311	847,613

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)		当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		50,655	100.0	42,985	100.0
当期売上原価		50,655	100.0	42,985	100.0

(注) 外注費は、主にマーケティング支援事業のウェブコンテンツの制作委託に係る費用であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	63,050	796,230
当期変動額		
新株の発行	733,180	12,240
当期変動額合計	733,180	12,240
当期末残高	796,230	808,470
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	62,475	795,655
当期変動額		
新株の発行	733,180	12,240
当期変動額合計	733,180	12,240
当期末残高	795,655	807,895
資本剰余金合計		
前期末残高	62,475	795,655
当期変動額		
新株の発行	733,180	12,240
当期変動額合計	733,180	12,240
当期末残高	795,655	807,895
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	469,431	1,036,742
当期変動額		
剰余金の配当	-	20,111
当期純利益	567,311	847,613
当期変動額合計	567,311	827,501
当期末残高	1,036,742	1,864,244
利益剰余金合計		
前期末残高	469,431	1,036,742
当期変動額		
剰余金の配当	-	20,111
当期純利益	567,311	847,613
当期変動額合計	567,311	827,501
当期末残高	1,036,742	1,864,244
自己株式		
前期末残高	-	752
当期変動額		
自己株式の取得	752	433
当期変動額合計	752	433
当期末残高	752	1,185

	前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
株主資本合計		
前期末残高	594,956	2,627,874
当期変動額		
新株の発行	1,466,360	24,480
剰余金の配当	-	20,111
当期純利益	567,311	847,613
自己株式の取得	752	433
当期変動額合計	2,032,918	851,548
当期末残高	2,627,874	3,479,423
純資産合計		
前期末残高	594,956	2,627,874
当期変動額		
新株の発行	1,466,360	24,480
剰余金の配当	-	20,111
当期純利益	567,311	847,613
自己株式の取得	752	433
当期変動額合計	2,032,918	851,548
当期末残高	2,627,874	3,479,423

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,052,043	1,566,062
減価償却費	51,171	55,462
固定資産臨時償却費	-	23,338
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	4,717
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1,053	1,126
投資損失引当金の増減額（ は減少）	2,719	11,127
受取利息及び受取配当金	550	773
為替差損益（ は益）	-	22,342
株式交付費	11,176	-
固定資産除却損	-	98
売上債権の増減額（ は増加）	239,442	254,120
たな卸資産の増減額（ は増加）	450	388
仕入債務の増減額（ は減少）	2,144	1,528
未払消費税等の増減額（ は減少）	33,350	8,281
その他の資産の増減額（ は増加）	4,040	339
その他の負債の増減額（ は減少）	85,833	228,606
小計	995,009	1,668,524
利息及び配当金の受取額	453	800
法人税等の支払額	206,697	680,667
営業活動によるキャッシュ・フロー	788,766	988,657
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	70,564	40,337
無形固定資産の取得による支出	1,900	2,234
差入保証金の差入による支出	-	13,470
関係会社株式の取得による支出	45,725	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	118,189	56,043
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,455,183	23,440
自己株式の取得による支出	754	435
配当金の支払額	-	20,111
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,454,429	2,893
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	22,342
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,125,005	913,165
現金及び現金同等物の期首残高	401,713	2,526,719
現金及び現金同等物の期末残高	2,526,719	3,439,884

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成21年5月1日 至平成22年4月30日)	当事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。	子会社株式及び関連会社株式 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	原材料及び貯蔵品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を適用しております。	原材料及び貯蔵品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 また、定期賃貸借契約による建物上の建物附属設備につきましては、耐用年数を定期賃貸借期間とした定額法によって償却しております。 建物 2年 工具、器具及び備品 3年～10年</p> <p>また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります また、定期賃貸借契約による建物上の建物附属設備につきましては、耐用年数を定期賃貸借期間とした定額法によって償却しております。 建物 2年 工具、器具及び備品 3年～15年</p> <p>また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 (追加情報) 当事業年度において、工具、器具及び備品の一部について今後の使用期間を考慮し、耐用年数を変更しております。また、同物件について過年度の償却不足額を臨時償却しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ税引前当期純利益は23,338千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	

項目	前事業年度 (自平成21年5月1日 至平成22年4月30日)	当事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 関係会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 当事業年度より、関係会社への投資に対する損失に備えるため、財務健全性の観点から投資損失引当金を設定しております。 当事業年度に発生した投資損失引当金繰入額2,719千円は、「営業外費用」に計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 投資損失引当金 同左</p>
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

【会計処理方法の変更】
 (会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益がそれぞれ5,106千円減少し、税引前当期純利益は9,823千円減少しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 4月30日)	当事業年度 (平成23年 4月30日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)																														
販売費及び一般管理費 販売費に属する費用のおおよその割合は8.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は92.0%であります。 主要な費目及び金額は次の通りであります。	1 販売費及び一般管理費 販売費に属する費用のおおよその割合は17.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は82.3%であります。 主要な費目及び金額は次の通りであります。																														
<table> <tr><td>給料手当</td><td>316,940千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>114,800千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>84,488千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>57,373千円</td></tr> <tr><td>売上手数料</td><td>85,174千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>51,171千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,053千円</td></tr> </table>	給料手当	316,940千円	役員報酬	114,800千円	地代家賃	84,488千円	賃借料	57,373千円	売上手数料	85,174千円	減価償却費	51,171千円	貸倒引当金繰入額	1,053千円	<table> <tr><td>給料手当</td><td>489,360千円</td></tr> <tr><td>売上手数料</td><td>171,476千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>128,725千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>111,269千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>103,521千円</td></tr> <tr><td>派遣料</td><td>81,792千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>55,462千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,126千円</td></tr> </table>	給料手当	489,360千円	売上手数料	171,476千円	役員報酬	128,725千円	広告宣伝費	111,269千円	地代家賃	103,521千円	派遣料	81,792千円	減価償却費	55,462千円	貸倒引当金繰入額	1,126千円
給料手当	316,940千円																														
役員報酬	114,800千円																														
地代家賃	84,488千円																														
賃借料	57,373千円																														
売上手数料	85,174千円																														
減価償却費	51,171千円																														
貸倒引当金繰入額	1,053千円																														
給料手当	489,360千円																														
売上手数料	171,476千円																														
役員報酬	128,725千円																														
広告宣伝費	111,269千円																														
地代家賃	103,521千円																														
派遣料	81,792千円																														
減価償却費	55,462千円																														
貸倒引当金繰入額	1,126千円																														
	2 固定資産臨時償却費 当事業年度において、工具、器具及び備品の一部について今後の使用期間を考慮し、耐用年数を短縮した結果生じた過年度分の償却不足額を固定資産臨時償却費として特別損失に計上しております。																														

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年5月1日至平成22年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	1,152,000	2,870,400	-	4,022,400
合計	1,152,000	2,870,400	-	4,022,400
自己株式				
普通株式(注)2	-	100	-	100
合計	-	100	-	100

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加事由は、以下の通りであります。

平成21年 7月	公募増資による新株発行に伴う増加	158,000株
8月~11月	新株予約権の行使に伴う増加	5,800株
12月	株式分割に伴う増加	2,631,600株
	新株予約権の行使に伴う増加	31,800株
平成22年 1月~4月	新株予約権の行使に伴う増加	43,200株

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加100株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 取締役会	普通株式	20,111	利益剰余金	5.00	平成22年4月30日	平成22年7月30日

当事業年度（自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	4,022,400	12,128,400	-	16,150,800
合計	4,022,400	12,128,400	-	16,150,800
自己株式				
普通株式(注)2	100	504	-	604
合計	100	504	-	604

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加事由は、以下の通りであります。

平成22年 5月～6月	新株予約権の行使に伴う増加	300株
7月	株式分割に伴う増加	4,022,700株
7月～12月	新株予約権の行使に伴う増加	10,800株
平成23年 1月	株式分割に伴う増加	8,056,200株
1月～4月	新株予約権の行使に伴う増加	38,400株

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加事由は、以下の通りであります。

平成22年 7月	株式分割に伴う増加	100株
7月～12月	単元未満株式の買取りによる増加	102株
平成23年 1月	株式分割に伴う増加	302株

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月25日 取締役会	普通株式	20,111	5.00	平成22年 4月30日	平成22年 7月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 6月24日 取締役会	普通株式	32,300	利益剰余金	2.00	平成23年 4月30日	平成23年 7月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 4月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 4月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 2,526,719	現金及び預金勘定 3,439,884
現金及び現金同等物 <u>2,526,719</u>	現金及び現金同等物 <u>3,439,884</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
該当事項はありません。	同 左

(金融商品関係)

前事業年度(自平成21年5月1日至平成22年4月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性を重視しており、一時的な余剰資金は、短期的な預金等に限定し運用を行っております。また、運転資金はすべて自己資金によっており、銀行等金融機関からの借入は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、適切な与信管理を実施することにより当該リスクの低減を図っております。

差入保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,526,719	2,526,719	-
(2) 売掛金 貸倒引当金()	517,865 1,566		
	516,299	516,299	-
(3) 差入保証金	68,709	68,435	274
(4) 買掛金	(7,001)	(7,001)	-
(5) 未払金	(159,111)	(159,111)	-
(6) 未払法人税等	(434,464)	(434,464)	-
(7) 未払消費税等	(51,568)	(51,568)	-

売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. 関係会社株式(貸借対照表計上額45,725千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記算定対象には含めておりません。

4. 破産更生債権等(貸借対照表計上額178千円)は、その全額を回収不能として見積もっており、債権額と同額を貸倒見積高として計上していることから、上記算定対象には含めておりません。

5. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,526,719	-	-	-
売掛金	517,865	-	-	-
差入保証金	-	68,709	-	-
合計	3,044,584	68,709	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性を重視しており、一時的な余剰資金は、短期的な預金等に限定し運用を行っております。また、運転資金はすべて自己資金によっており、銀行等金融機関からの借入は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、外貨建て預金を保有しているために為替の変動リスクに晒されております。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、適切な与信管理を実施することにより当該リスクの低減を図っております。

差入保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,439,884	3,439,884	-
(2) 売掛金	771,986		
貸倒引当金(注1)	2,692		
	769,293	769,293	-
(3) 差入保証金	72,356	72,192	164
(4) 買掛金	(8,530)	(8,530)	-
(5) 未払金	(364,931)	(364,931)	-
(6) 未払法人税等	(554,990)	(554,990)	-
(7) 未払消費税等	(59,849)	(59,849)	-

(注) 1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4. 関係会社株式(貸借対照表計上額45,725千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記算定対象には含めておりません。

5. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,439,633	-	-	-
売掛金	771,986	-	-	-
差入保証金	-	72,356	-	-
合計	4,211,619	72,356	-	-

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
子会社株式及び関連会社株式 子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額：子会社株式45,725千円、関連会社株式 - 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。	子会社株式及び関連会社株式 子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額：子会社株式45,725千円、関連会社株式 - 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
当社では退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年5月1日至平成22年4月30日)

1. スtock・オプションによる当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役1名 監査役1名 従業員20名	取締役3名 執行役3名 従業員27名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 380株	普通株式 399株
付与日	平成19年4月30日	平成20年4月25日
権利確定条件	確定条件は定めておりません	確定条件は定めておりません
対象勤務期間	-	-
権利行使期間	自平成21年4月14日 至平成29年4月13日	自平成22年3月15日 至平成30年3月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

平成22年4月30日において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	110,100	107,700
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	110,100	107,700
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	110,100	107,700
権利行使	62,400	30,000
失効	-	-
未行使残	47,700	77,700

(注) 第1回新株予約権及び第2回新株予約権の株式数は、平成21年12月1日付株式分割(株式1株につき3株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(注)(円)	600	1,600
行使時平均株価(円)	8,176	7,941
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-

(注) 権利行使価格については、平成21年12月1日付株式分割(株式1株につき3株)の調整後の1株当たり価格を記載しております。

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	900,420千円
当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	662,980千円

当事業年度(自平成22年5月1日至平成23年4月30日)

1. ストック・オプションによる当事業年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役1名 監査役1名 従業員20名	取締役3名 執行役3名 従業員27名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 380株	普通株式 399株
付与日	平成19年4月30日	平成20年4月25日
権利確定条件	確定条件は定めておりません	確定条件は定めておりません
対象勤務期間	-	-
権利行使期間	自平成21年4月14日 至平成29年4月13日	自平成22年3月15日 至平成30年3月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

平成23年4月30日において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	190,800	310,800
権利確定	-	-
権利行使	-	61,200
失効	-	-
未行使残	190,800	249,600

(注) 第1回新株予約権及び第2回新株予約権の株式数は、平成22年7月1日付株式分割(株式1株につき2株)及び平成23年1月1日付株式分割(株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(注)(円)	150	400
行使時平均株価(円)	-	2,209
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-

(注) 権利行使価格については、平成22年7月1日付株式分割(株式1株につき2株)及び平成23年1月1日付株式分割(株式1株につき2株)の調整後の1株当たり価格を記載しております。

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	617,577千円
当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	110,740千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年4月30日)	当事業年度 (平成23年4月30日)																																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産(流動)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">29,310</td> </tr> <tr> <td>売上手数料見積計上否認</td> <td style="text-align: right;">8,060</td> </tr> <tr> <td>未払費用見積計上否認</td> <td style="text-align: right;">2,538</td> </tr> <tr> <td>貸倒損失</td> <td style="text-align: right;">1,707</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">673</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">383</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42,674</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">12,498</td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">1,106</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">846</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">271</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,723</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">57,398</td> </tr> </table>	繰延税金資産(流動)	(千円)	未払事業税	29,310	売上手数料見積計上否認	8,060	未払費用見積計上否認	2,538	貸倒損失	1,707	貸倒引当金	673	その他	383	計	42,674	繰延税金資産(固定)		減価償却費	12,498	投資損失引当金	1,106	繰延資産償却超過額	846	その他	271	計	14,723	繰延税金資産合計	57,398	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産(流動)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">37,993</td> </tr> <tr> <td>未払賞与</td> <td style="text-align: right;">15,931</td> </tr> <tr> <td>売上手数料見積計上否認</td> <td style="text-align: right;">12,786</td> </tr> <tr> <td>貸倒損失</td> <td style="text-align: right;">3,298</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">905</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,328</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">73,243</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">40,353</td> </tr> <tr> <td>未払地代家賃</td> <td style="text-align: right;">17,963</td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">5,634</td> </tr> <tr> <td>差入保証金償却費</td> <td style="text-align: right;">3,997</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,372</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">69,321</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">142,564</td> </tr> </table>	繰延税金資産(流動)	(千円)	未払事業税	37,993	未払賞与	15,931	売上手数料見積計上否認	12,786	貸倒損失	3,298	貸倒引当金	905	その他	2,328	計	73,243	繰延税金資産(固定)		減価償却費	40,353	未払地代家賃	17,963	投資損失引当金	5,634	差入保証金償却費	3,997	その他	1,372	計	69,321	繰延税金資産合計	142,564
繰延税金資産(流動)	(千円)																																																														
未払事業税	29,310																																																														
売上手数料見積計上否認	8,060																																																														
未払費用見積計上否認	2,538																																																														
貸倒損失	1,707																																																														
貸倒引当金	673																																																														
その他	383																																																														
計	42,674																																																														
繰延税金資産(固定)																																																															
減価償却費	12,498																																																														
投資損失引当金	1,106																																																														
繰延資産償却超過額	846																																																														
その他	271																																																														
計	14,723																																																														
繰延税金資産合計	57,398																																																														
繰延税金資産(流動)	(千円)																																																														
未払事業税	37,993																																																														
未払賞与	15,931																																																														
売上手数料見積計上否認	12,786																																																														
貸倒損失	3,298																																																														
貸倒引当金	905																																																														
その他	2,328																																																														
計	73,243																																																														
繰延税金資産(固定)																																																															
減価償却費	40,353																																																														
未払地代家賃	17,963																																																														
投資損失引当金	5,634																																																														
差入保証金償却費	3,997																																																														
その他	1,372																																																														
計	69,321																																																														
繰延税金資産合計	142,564																																																														
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>留保金課税</td> <td style="text-align: right;">4.23</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.22</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td style="text-align: right;">0.67</td> </tr> <tr> <td>交際費</td> <td style="text-align: right;">0.17</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.10</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46.08</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69	(調整)		留保金課税	4.23	住民税均等割	0.22	役員賞与	0.67	交際費	0.17	その他	0.10	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.08	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>留保金課税</td> <td style="text-align: right;">4.95</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.15</td> </tr> <tr> <td>交際費</td> <td style="text-align: right;">0.11</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.02</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45.88</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69	(調整)		留保金課税	4.95	住民税均等割	0.15	交際費	0.11	その他	0.02	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.88																												
	(%)																																																														
法定実効税率	40.69																																																														
(調整)																																																															
留保金課税	4.23																																																														
住民税均等割	0.22																																																														
役員賞与	0.67																																																														
交際費	0.17																																																														
その他	0.10																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.08																																																														
	(%)																																																														
法定実効税率	40.69																																																														
(調整)																																																															
留保金課税	4.95																																																														
住民税均等割	0.15																																																														
交際費	0.11																																																														
その他	0.02																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.88																																																														
<p>3. 繰延税金資産の税率変更</p> <p>上場に行われて行われた公募増資の結果、当事業年度において資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになりました。その結果、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率につきましては、前事業年度の42.05%から、40.69%に変更しております。</p> <p>この変更により、繰延税金資産及び法人税等調整額に及ぼす影響は軽微であります。</p>																																																															

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年4月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	963,920
KDDI株式会社	381,783
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	360,818

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	森下 満成	-	-	当社執行役	(被所有) 直接 0.29%	-	ストック・オプションの行使 (注)	23,520	-	-
役員	成松 淳	-	-	当社執行役	(被所有) 直接 0.43%	-	ストック・オプションの行使 (注)	19,200	-	-

(注) 上記のストック・オプション行使取引は、平成19年 4月13日に発行決議がなされた第1回新株予約権の行使及び平成20年 3月14日に発行決議がなされた第2回新株予約権の行使によるものであります。

当事業年度（自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	森下 満成	-	-	当社執行役	(被所有) 直接 0.33%	-	ストック・オプションの行使 (注)	12,000	-	-

(注) 上記のストック・オプション行使取引は、平成20年 3月14日に発行決議がなされた第2回新株予約権の行使によるものであります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)		当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	
1株当たり純資産額	653.32円	1株当たり純資産額	215.44円
1株当たり当期純利益金額	147.13円	1株当たり当期純利益金額	52.60円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	141.10円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	51.30円
平成21年12月1日付で株式1株につき3株の株式分割を実施しております。1株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。当該株式分割が前期首に行われたものと仮定した場合の前事業年度の1株当たり情報については以下の通りであります。		平成22年7月1日付及び平成23年1月1日付でそれぞれ株式1株につき2株の株式分割を実施しております。1株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。当該株式分割が前期首に行われたものと仮定した場合の前事業年度の1株当たり情報については以下の通りであります。	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は前事業年度においては非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。			
1株当たり純資産額	172.15円	1株当たり純資産額	163.33円
1株当たり当期純利益金額	69.28円	1株当たり当期純利益金額	36.78円
		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	35.27円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成21年 5月 1日 至 平成22年 4月30日)	当事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	567,311	847,613
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	567,311	847,613
期中平均株式数(株)	3,855,718	16,112,442
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	164,688	409,976
(うち新株予約権)	(164,688)	(409,976)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成21年5月1日至平成22年4月30日)

1.株式の分割について

平成22年6月11日開催の当社経営会議の決議に基づき、次のように株式分割を行っております。

(1)株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、長期的に流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的といたします。

(2)株式分割の概要

分割の方法

平成22年6月30日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 4,022,700株
今回の分割により増加する株式数	: 4,022,700株
株式分割後の発行済株式総数	: 8,045,400株
株式分割後の発行可能株式総数	: 27,648,000株

(3)株式分割の日程

基準日公告日	: 平成22年6月14日
基準日	: 平成22年6月30日
効力発生日	: 平成22年7月1日

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、それぞれ以下の通りとなります。

前事業年度		当事業年度	
1株当たり純資産額	86.07円	1株当たり純資産額	326.66円
1株当たり当期純利益金額	34.64円	1株当たり当期純利益金額	73.56円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、前事業年度において、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	70.55円

2. ストック・オプションについて

当社は、平成22年7月29日開催の当社第6回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記の通り決議いたしました。

なお、取締役会は、会社法第416条第4項及び第418条第1号の規定に基づき、執行役に新株予約権の募集事項の決定を委任する予定であります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

200個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下の通りとする。新株予約権割当て当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権割当ての後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当ての後、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。さらに、行使価額調整式中の募集株式発行前の時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行日より1年を経過した日を始期として、発行日より10年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役

会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下、「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から(7) に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

(8) 新株予約権の取得事由

当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(9) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。）の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は(1) に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は(9) に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(6) に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(7) に準じて決定するものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

(8) に準じて決定する。

(10) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

ストック・オプションについて

i) スtock・オプションの発行について

当社は、平成23年7月28日開催の当社第7回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の通り決議いたしました。

なお、取締役会は、会社法第416条第4項及び第418条第1号の規定に基づき、執行役に新株予約権の募集事項の決定を委任する予定であります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式300,000株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

3,000個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下の通りとする。本新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。また、「1株当たりの時価」は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より3年間とする。

(6) 新株予約権の行使条件

本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）本新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ. 行使期間の開始日（以下、「起算日」という。）から1年間

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ. 起算日から1年を経過した日から1年間

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下、「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

(8) 新株予約権の譲渡による取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、且つ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(10) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、且つ当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下、同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記(1)に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記(4)に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(6)に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて決定するものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(9)に準じて決定する。

(11) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

ii) スtock・オプションの割当について

当社は、平成23年7月28日の取締役会決議により、同日開催の第7回定時株主総会の決議で承認されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権について、具体的な発行内容を決議いたしました。

1. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役(ただし、執行役との兼任者除く。)	1名	20個
当社執行役	3名	180個
当社従業員	16名	470個
合計	20名	670個

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式67,000株とする。

ただし、新株予約権の申込の総数が上記1.の総数に達しない場合は、その申込の総数に100を乗じた数をもって新株予約権の目的である株式の総数とする。

3. 新株予約権の総数

670個とする。

ただし、新株予約権の申込の総数が上記の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月30日から平成28年7月29日までとする。

5. 新株予約権の行使条件

本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ. 平成25年7月30日から平成26年7月29日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ. 平成26年7月30日から平成27年7月29日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

八．平成27年7月30日から平成28年7月29日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

6．新株予約権の割当日

平成23年7月29日

iii)有償ストック・オプションの発行について

当社は、平成23年7月28日の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員に対して、有償にて発行する新株予約権に関し、下記の通り決議しております。

1．ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役、執行役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社の取締役、執行役及び従業員に対し本新株予約権を有償で発行するものです。なお、本件は以下に記載のとおり、当社の業績及び株価が、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使が可能となります。

2．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式

当社普通株式211,000株

ただし、新株予約権の申込みの総数が上記の総数に達しない場合は、その申込みの総数に100を乗じた数をもって新株予約権の目的である株式の総数とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日の後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、100株とする。ただし、上記に定める本新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

行使価額 金1,760円

なお、本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

また、「1株当たりの時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

4．新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月16日から平成28年8月15日まで

5．新株予約権の行使の条件

本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、下記イ、ロ、及びハに掲げる条件がすべて満たされた場合にのみ、本新株予約権を権利行使することができる。

イ. 平成25年4月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において営業利益が28億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

ロ. 平成26年4月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において営業利益が40億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

ハ. 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が、権利行使価額に1.5を乗じた価額である金2,640円を一度でも超過すること。

本新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

本新株予約権者は、上記の条件が満たされた場合に、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ. 平成26年8月16日から平成27年8月15日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1

ロ. 平成27年8月16日から平成28年8月15日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

7. 新株予約権の譲渡による取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得事由

当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法

第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2．に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3．に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記5．に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6．に準じて決定する。

譲渡による取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記8．に準じて決定する。

10．行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

11．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

12．新株予約権の数

2,110個

13．新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、7,200円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

14．割当日

平成23年8月15日

15．新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社執行役（取締役兼執行役含む。）	3名	700個
当社従業員	16名	1,410個
合計	19名	2,110個

なお、上記対象となる人数は予定人数であり増減することがあります。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	31,470	27,486	-	58,957	45,035	13,565	13,921
工具、器具及び備品	131,529	20,093	1,097	150,525	124,053	58,937	26,472
建設仮勘定	25,765	-	25,765	-	-	-	-
有形固定資産計	188,766	47,579	26,863	209,482	169,089	72,502	40,393
無形固定資産							
ソフトウェア	4,894	2,471	-	7,365	3,250	1,192	4,115
その他	73	-	-	73	-	-	73
無形固定資産計	4,967	2,471	-	7,439	3,250	1,192	4,189

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,745	2,692	178	1,567	2,692
投資損失引当金	2,719	11,128	-	-	13,847

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が、当該事業年度における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	251
預金	
当座預金	443
普通預金	3,038,664
定期預金	400,354
別段預金	170
小計	3,439,633
合計	3,439,884

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	302,465
KDDI株式会社	124,847
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	84,693
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社	65,589
株式会社デジタルガレージ	48,839
その他	145,550
合計	771,986

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$(A) + (D)$ (B) 365
517,865	3,426,447	3,172,326	771,986	80.4	68.7

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

原材料及び貯蔵品

品名	金額(千円)
販促物貯蔵品	284
合計	284

買掛金

相手先	金額(千円)
外注先(個人)	1,761
有限会社ゴファ	1,293
外注先(個人)	622
外注先(個人)	332
外注先(個人)	300
その他	4,221
合計	8,530

未払金

区分	金額(千円)
株式会社電通	105,000
給与未払金	64,996
賞与未払金	34,788
シービー・リチャードエリス・アセットサービス株式会社	32,217
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	27,342
その他	100,586
合計	364,931

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	381,510
事業税	93,373
住民税	80,106
合計	554,990

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年5月1日 至平成22年7月31日	第2四半期 自平成22年8月1日 至平成22年10月31日	第3四半期 自平成22年11月1日 至平成23年1月31日	第4四半期 自平成23年2月1日 至平成23年4月30日
売上高(千円)	732,603	813,065	865,694	851,920
税引前四半期純利益 金額(千円)	384,476	467,449	485,059	229,076
四半期純利益金額 (千円)	209,868	249,807	262,585	125,351
1株当たり四半期純 利益金額(円)	26.08	31.02	16.29	7.76

(注) 当社は、平成22年7月1日付及び平成23年1月1日でそれぞれ株式1株につき2株の株式分割を行っておりま
す。なお、各四半期の1株当たり四半期純利益金額は、株式分割が各四半期期首に行われたものとして計算し
ております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	4月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	10月31日（中間配当） 4月30日（期末配当） その他、取締役会で決定
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取手数料	無料（注）
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。 公告掲載URL http://info.cookpad.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ・ 会社法189条第2項各号に掲げる権利
- ・ 会社法166条第1項の規定による請求をする権利
- ・ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- ・ 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第13期）（自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日）平成22年7月30日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成22年7月30日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第14期第1四半期）（自 平成22年5月1日 至 平成22年7月31日）平成22年9月10日関東財務局長に提出
（第14期第2四半期）（自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日）平成22年12月10日関東財務局長に提出
（第14期第3四半期）（自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日）平成23年3月11日関東財務局長に提出
- (4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成22年9月10日関東財務局長に提出
（第13期第1四半期）（自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (5) 臨時報告書
平成22年8月2日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年7月30日

クックパッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 雅之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクックパッド株式会社の平成21年5月1日から平成22年4月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クックパッド株式会社の平成22年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年7月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っている。
2. 重要な後発事象に、ストックオプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クックパッド株式会社の平成22年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、クックパッド株式会社が平成22年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年7月28日

クックパッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 雅之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクックパッド株式会社の平成22年5月1日から平成23年4月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クックパッド株式会社の平成23年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、ストックオプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クックパッド株式会社の平成23年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、クックパッド株式会社が平成23年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。